

## 福岡県ホームページ広告掲載事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡県（以下、「県」という。）が管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 福岡県ホームページ（以下、「県ホームページ」という。）  
県が管理するホームページで、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>で始まるものをいう。
- (2) 広告  
文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、県が別に定める。

### (広告の基準)

第4条 県ホームページに掲載する広告は、県ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

### (広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、県が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

### (暴力団の排除)

第6条 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、第三号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

(3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲載の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲載期間とすることができる。

(広告の募集方法)

第8条 広告の募集は、県と広告募集業務委託契約を締結した広告取扱業者（以下、「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 広告取扱業者は、広告の掲載にあたっては、第4条及び第5条の規定に基づく審査を行い、県に広告掲載の承諾を求めなければならない。

2 県は、前項による承諾を求められた場合は、第4条、第5条及び第6条の規定に基づく審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

3 県は、前各項の規定により掲載する広告を決定したときは、県が別に定める「福岡県ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書」により、その旨広告取扱業者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告取扱業者は、広告原稿を第5条の規定に基づき作成し、県が指定した日（原則として広告掲載月の前月の20日頃）までに、県が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告取扱業者が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱業者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の時期)

第11条 県は、第10条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として広告の掲載を開始する月の初日の0時に掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告の掲載を終了する月の末日の24時に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消す

ことができる。

- (1) 広告主が、第6条各号のいずれかに該当すると判明したとき。
  - (2) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
  - (3) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
  - (4) 第10条第3項の規定による修正の指示に従わないとき。
- 2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告取扱業者を通じて当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、県は、広告取扱業者が県に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

#### (広告掲載の取下げ)

- 第13条 広告取扱業者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告取扱業者は県に申し出なければならない。
  - 3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、県は、広告取扱業者が県に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

#### (広告掲載料の減額)

- 第14条 県は、広告取扱業者の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、契約金額に基づき、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月につき1日未満の場合は、減額しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を減額しないものとする。ただし、一時停止の期間が1か月につき7日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。
    - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
    - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

#### (広告の変更)

- 第15条 広告取扱業者は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。
- 2 広告取扱業者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第10条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
  - 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

#### (リンク先の変更)

- 第16条 広告取扱業者は、広告主が広告のリンク先を変更するとき、変更しようとする日から起算して5日前までに県に届け出るものとする。

(広告取扱業者の責務)

第17条 広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、福岡地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成18年6月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は平成20年2月1日から施行する。ただし、平成19年度の福岡県ホームページ広告掲載については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成29年2月10日から施行する。ただし、平成28年度の福岡県ホームページ広告掲載については、なお従前の例による。